

## クリーンにいがた推進員設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第5条の8に規定する廃棄物減量等推進員として、クリーンにいがた推進員(以下「推進員」という。)を設置することにより、地域における廃棄物の適正な分別・排出及び再生利用の促進並びに環境意識の普及啓発を図り、もって地域に密着した一般廃棄物の減量の推進及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における自治会等とは、新潟市自治会事務委託要綱第2条で定めるものをいう。

### (推進員の登録等)

第3条 推進員は、自治会等からの推薦により選出し、市はこれを登録し通知する。

2 推薦は、クリーンにいがた推進員推薦書(別記様式第1号)により行うものとする。

### (任期等)

第4条 推進員の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、再任を妨げない。

2 複数の推進員を推薦した場合は、代表者を置くものとする。

3 任期途中に推進員が退任する場合は、クリーンにいがた推進員退任届出書(別記様式第2号)により届出るものとする。

### (推進員の活動)

第5条 推進員の活動は、次のとおりとする。

- (1) 地域住民に対するごみの分別及び再生利用の促進に関する指導・助言
- (2) 地域における美化活動の促進と環境意識の普及啓発
- (3) 一般廃棄物減量の推進及び生活環境の保全に関し、市と地域住民との連絡及び調整
- (4) 市の環境事業に関する調査、情報収集等の協力

(研修)

第6条 市は、推進員が前条の活動を行うに当たって必要な知識を習得するための研修を実施するものとする。

(報告)

第7条 推進員は、クリーンにいがた推進員活動報告書（別記様式第3号）により、市長に活動状況を報告しなければならない。

(報奨金)

第8条 市は、第4条に基づき推進員を推薦した自治会等に対し、報奨金を支払うものとする。

2 報奨金額は、別表第1に掲げるものとする。

3 報奨金は、口座振替申込書（別記様式第4号）により指定された口座に振り込むものとする。

(報奨金の返還)

第9条 市は、すでに報奨金の支払いが行われた場合でも、第7条の報告がない自治会等に対し、その金額を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年1月28日から施行する。

(任期の特例等)

2 平成19年度中に登録された推進員の任期は、第4条第1項の規定に係らず、平成21年3月31日までとする。

3 第7条の規定に係らず、平成19年度における活動報告は、不要とする。

附 則

この要綱は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

	世帯数※	報奨金額(年間)
1	～ 50	10,000円
2	51～100	15,000円
3	101～150	20,000円
4	151～200	25,000円
5	201～300	35,000円
6	301～400	45,000円
7	401～500	55,000円
8	501～	65,000円

※世帯数は、新潟市自治会事務委託要綱第 5 条第 2 号に規定する第 1 期の基準日における登録数とする。

# クリーンにいがた推進員推薦書

年 月 日

(あて先) 新潟市長

自治会等の名称：  
\_\_\_\_\_

自治会等の代表者氏名：  
\_\_\_\_\_

住 所：  
\_\_\_\_\_

電話番号：  
\_\_\_\_\_

自治会等の情報	世帯数：	小学校区：
---------	------	-------

クリーンにいがた推進員について、次のとおり推薦します。

(記載上の注意事項)

- ①複数名推薦する場合は、代表者の区分欄に○印をお付け下さい。
- ②6名以上の推進員を推薦する場合はこの様式を複写してご記入願います。

区分	No.	氏 名	連絡先	備考
○	1	(フリガナ)	〒 - 新潟市 区 電話番号	新任 ・ 再任
	2	(フリガナ)	〒 - 新潟市 区 電話番号	新任 ・ 再任
	3	(フリガナ)	〒 - 新潟市 区 電話番号	新任 ・ 再任
	4	(フリガナ)	〒 - 新潟市 区 電話番号	新任 ・ 再任
	5	(フリガナ)	〒 - 新潟市 区 電話番号	新任 ・ 再任

# クリーンにいがた推進員退任届出書

年 月 日

(あて先) 新潟市長

自治会等の名称：

自治会等の代表者氏名：

住 所：

電話番号：

クリーンにいがた推進員の退任について、次のとおり届出いたします。

(記載上の注意事項)

① 6名以上の対象者がいる場合はこの様式を複写してご記入願います。

No.	氏 名	連絡先
1	(フリガナ)	〒 - 新潟市 区
2	(フリガナ)	〒 - 新潟市 区
3	(フリガナ)	〒 - 新潟市 区
4	(フリガナ)	〒 - 新潟市 区
5	(フリガナ)	〒 - 新潟市 区

## クリーンにいがた推進員活動報告書

年 月 日

(あて先) 新潟市長

(報告者)

自治会等の名称：

推進員の代表者氏名：

住 所：

電話番号：

クリーンにいがた推進員設置要綱第7条に基づき、活動状況について次のとおり報告します。

該当する項目をチェックし、その具体的な活動内容を記入してください。

項目	具体的な活動内容
<input type="checkbox"/> 地域住民に対するごみの分別及び再生利用の促進に関する指導・助言	
<input type="checkbox"/> 地域における美化活動の促進と環境意識の普及啓発	
<input type="checkbox"/> 一般廃棄物減量の推進及び生活環境の保全に関し、市と地域住民との連絡及び調整	
<input type="checkbox"/> 市の環境事業に関する調査、情報収集等の協力	

# 口座振替申込書（新規・変更）

年 月 日

（あて先）新潟市長

自治会等の名称：  
\_\_\_\_\_

自治会等の代表者氏名：  
\_\_\_\_\_

住 所：  
\_\_\_\_\_

電話番号：  
\_\_\_\_\_

新潟市から支払われる、クリーンにいがた推進員報奨金は、下記の金融機関の口座に振り替えてください。

記

（記載上の注意事項）

- ①振替口座の名義は、自治会等の名称が含まれているものに限りま。
- また、口座名義人が自治会等の代表者と異なる場合は、下記の委任状に記名が必要です。
- ②金融機関：該当する箇所に○印をお付け下さい。      ③種別：該当する箇所に○印をお付け下さい。

金融機関	銀 行		信用金庫		信用組合		農 協		本 店		支 店		出張所		
	種 別	普 通				当 座									
口座番号															
(フリガナ)															
口座名義															

委 任 状		年 月 日
新潟市長 様		
(委任者) 自治会等の名称		
自治会等の代表者住所		
自治会等の代表者氏名		
私は、下記の者を代理人として定め、新潟市クリーンにいがた推進員の報奨金の受領を委任します。		
記		
(受任者) 住 所		
氏 名		